破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８９４号
北海道千歳市錦町２丁目７番地
債務者　株式会社北海道ハイウエイサービス
代表者代表取締役　栗山憲一郎
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪田もとむ
4　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
長野市南千歳１丁目８番地13
債務者　有限会社朝妻時計店
代表者取締役　朝妻　範雄
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
栃木県足利市葉鹿町1336番地の14、前住所栃木県足利市葉鹿町１丁目28番17号
債務者　有限会社オシジョウワールド
代表者代表取締役　石田　　実
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富岡　規雄
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第８７７号
名古屋市中村区靖国町２丁目91番地
債務者　株式会社トップグローブ
代表者代表取締役　上林　千人
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　環樹
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６号
相模原市南区新磯野１丁目13番２号
債務者　株式会社さわだケアオフィス
代表者代表取締役　澤田　弘之
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞木　康州
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後２時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１４号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目10番75号
債務者　有限会社内山精工
代表者代表取締役　内山　光雄
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1912番地２
債務者　志布志印刷有限会社
代表者代表取締役　中嶋　幸作
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後１時30分
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
滋賀県近江八幡市西庄町1236番地１
債務者　有限会社マルサ
代表者代表取締役　川島　　学
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見當　正晃
4　破産債権の届出期間　平成28年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前11時30分
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２０５号
埼玉県春日部市東中野1573番地５
債務者　有限会社菊池建設
代表者代表取締役　菊池　隆喜
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　破産債権の届出期間　平成28年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後１時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
（最後の住所）兵庫県加古川市野口町古大内76番地の１マイシティー303―29号
債務者　亡宮家祐治相続財産
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成28年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０３８号
大阪市都島区高倉町２丁目８番７号
債務者　株式会社ジェイ・フォーライフ
代表者代表取締役　木之下虎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３９号
大阪府高槻市津之江町３丁目47番１号
債務者　レイサーブ住宅設備株式会社
代表者代表取締役　木之下虎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７号
広島市東区温品３丁目11番９―201号　山本星九方、商業登記簿上の本店所在地広島県尾道市新浜１丁目７番13号
債務者　有限会社興星
代表者取締役　山本　星九
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４０号
大阪府東大阪市日下町２丁目９番13号
債務者　株式会社後藤精機工業所
代表者代表取締役　後藤　和彦
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１０号
大阪市城東区東中浜９丁目１番４号
債務者　有限会社中央基礎
代表者取締役　中筋　博美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部